

(様式5) 条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	一時預り情報ファイル
実施機関の名称	長野県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、長野中央警察署、飯山警察署、中野警察署、須坂警察署、長野南警察署、千曲警察署、上田警察署、小諸警察署、佐久警察署、軽井沢警察署、茅野警察署、諏訪警察署、岡谷警察署、伊那警察署、駒ヶ根警察署、飯田警察署、阿南警察署、木曾警察署、塩尻警察署、松本警察署、安曇野警察署、大町警察署
個人情報ファイルの利用目的	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第35条第3項に規定する所有者の判明しない犬又は猫の引取り、法第36条第1項に規定する負傷動物等の発見者の通報措置に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 受理番号、2 受理日時、3 受理都道府県、4 受理警察署、5 受理交番等、6 取扱職員、7 発見日時、8 発見場所、9 発見者区分、10 発見者住所・氏名・年齢・保護者氏名・連絡先、11 届出者続柄、12 届出者氏名、13 警察からの返還連絡、14 物件（動物）、15 保管場所区分、16 払出区分、17 払出年月日、18 払出先氏名（名称）・住所（所在地）・連絡先
記録範囲	犬又は猫、負傷動物等の発見者（届出者） 払出先となる者（遺失者を含む）
記録情報の収集方法	発見者（届出者）からの提出 遺失者への返還、払出手続き
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	警視庁、各道府県警察
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 長野県警察本部警務部広報相談課
	(所在地) 〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備 考	—	